

# 山梨県公報

第五百九十一号

令和七年

九月一日

月 曜 日

## 目次

告示	
○道路の供用開始	四四三
○道路の区域変更	四四三
○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	四四三
○特定都市河川流域における基準降雨	四四四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	四四六
公告	
○令和七年度製菓衛生師試験の実施	四四七
○令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	四四八
○令和七年度後期技能検定の実施	四四九
○甲府都市計画道路事業の施行について	四五二
その他	
○一般競争入札について	四五二

## 告示

### 山梨県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年九月二十二日まで一般縦覧に供する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	----	--------------	-------------

### 山梨県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年九月二十二日まで一般縦覧に供する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡丹波山村字杉奈久保四二〇六番二地先から 北都留郡丹波山村字杉奈久保四二〇六番一 地先まで	旧	一九・七	三一・七
	新	二一・二	三一・七

### 山梨県告示第二百四十四号

特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 特定都市河川

県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安交通字日 中平官有無番地地先から 南アルプス市芦安交通字日 中平官有無番地地先まで	二八・七 令和七年九 月四日
----	-------	--	----------------------

河川名	区間	
	上流端	下流端
横川	左岸 南アルプス市藤田字鶴松二千六百八十四番一地先 右岸 南アルプス市藤田字蹴出二千七百七番七地先	横川伏越樋門出口直下
八糸川	左岸 南アルプス市藤田字宮東千六百三十一番一地先 右岸 南アルプス市藤田字八丁二百九十四番二地先	横川への合流点
西川	左岸 南アルプス市東南湖字村北千六百七十二番三地先 右岸 南アルプス市西南湖字廻り木三百六十三番一地先	横川への合流点
清水川	左岸 中央市今福新田字川西三百二十八番五地先 右岸 南アルプス市東南湖字清水川三千八百三十八番一地先	横川への合流点
油川	左岸 南アルプス市鏡中條字上ノ切四百二番一地先 右岸 南アルプス市鏡中條字上ノ切三百八十三番一地先	横川への合流点

二 特定都市河川流域

南アルプス市及び中央市の区域のうち次の図面に示す区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県国土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百四十五号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第九条第二項の規定により、令和七年山梨県告示第二百四十四号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定める。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 横川流域における基準降雨

【甲府地域】

降雨波形：中央集中型  
 生起確率：10年に1度

24時間総雨量：176.56mm  
 最大降雨強度(1時間)：45.48mm/h  
 最大降雨強度(10分間)：112.46mm/h

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	3.03	6	0-10	4.64	12	0-10	48.95	18	0-10	4.52
	10-20	3.06		10-20	4.72		10-20	29.00		10-20	4.45
	20-30	3.08		20-30	4.81		20-30	21.97		20-30	4.38
	30-40	3.11		30-40	4.90		30-40	18.17		30-40	4.31
	40-50	3.14		40-50	4.99		40-50	15.72		40-50	4.25
	50-60	3.17		50-60	5.09		50-60	13.99		50-60	4.19
1	0-10	3.20	7	0-10	5.19	13	0-10	12.68	19	0-10	4.13
	10-20	3.23		10-20	5.30		10-20	11.65		10-20	4.07
	20-30	3.26		20-30	5.42		20-30	10.82		20-30	4.01
	30-40	3.29		30-40	5.55		30-40	10.13		30-40	3.96
	40-50	3.32		40-50	5.68		40-50	9.55		40-50	3.91
	50-60	3.35		50-60	5.82		50-60	9.04		50-60	3.86
2	0-10	3.39	8	0-10	5.97	14	0-10	8.60	20	0-10	3.81
	10-20	3.42		10-20	6.13		10-20	8.22		10-20	3.77
	20-30	3.46		20-30	6.31		20-30	7.87		20-30	3.72
	30-40	3.50		30-40	6.49		30-40	7.56		30-40	3.68
	40-50	3.53		40-50	6.70		40-50	7.29		40-50	3.63
	50-60	3.57		50-60	6.92		50-60	7.03		50-60	3.59
3	0-10	3.61	9	0-10	7.16	15	0-10	6.80	21	0-10	3.55
	10-20	3.66		10-20	7.42		10-20	6.59		10-20	3.51
	20-30	3.70		20-30	7.71		20-30	6.40		20-30	3.48
	30-40	3.74		30-40	8.04		30-40	6.22		30-40	3.44
	40-50	3.79		40-50	8.40		40-50	6.05		40-50	3.40
	50-60	3.84		50-60	8.82		50-60	5.89		50-60	3.37
4	0-10	3.88	10	0-10	9.28	16	0-10	5.75	22	0-10	3.34
	10-20	3.94		10-20	9.83		10-20	5.61		10-20	3.30
	20-30	3.99		20-30	10.46		20-30	5.48		20-30	3.27
	30-40	4.04		30-40	11.22		30-40	5.36		30-40	3.24
	40-50	4.10		40-50	12.14		40-50	5.25		40-50	3.21
	50-60	4.16		50-60	13.29		50-60	5.14		50-60	3.18
5	0-10	4.22	11	0-10	14.79	17	0-10	5.04	23	0-10	3.15
	10-20	4.28		10-20	16.83		10-20	4.94		10-20	3.12
	20-30	4.35		20-30	19.83		20-30	4.85		20-30	3.10
	30-40	4.41		30-40	24.85		30-40	4.76		30-40	3.07
	40-50	4.49		40-50	35.66		40-50	4.68		40-50	3.04
	50-60	4.56		50-60	112.46		50-60	4.60		50-60	3.02

山梨県告示第二百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

和田町の2	急傾斜地崩壊危険区域の区域	急傾斜地崩壊危険区域の区域	山梨県甲府市和田町字村ノ内の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地
		番号	座標
一点			北緯三五度四一分〇五秒五〇五一 東経一三八度三三分四五秒八三〇四
二点			北緯三五度四一分〇六秒〇一〇二 東経一三八度三三分四四秒九四七〇
三点			北緯三五度四一分〇六秒四〇八四 東経一三八度三三分四五秒二二〇六
四点			北緯三五度四一分〇六秒五三二四 東経一三八度三三分四五秒四二一四
五点			北緯三五度四一分〇七秒一七〇〇 東経一三八度三三分四五秒六九〇六
六点			北緯三五度四一分〇七秒五九五一 東経一三八度三三分四五秒九一七三
七点			北緯三五度四一分〇八秒〇六〇二 東経一三八度三三分四六秒九〇五九
八点			北緯三五度四一分〇八秒四七五二 東経一三八度三三分四七秒〇一一七
九点			北緯三五度四一分〇八秒五四四三 東経一三八度三三分四七秒二八五八
十点			北緯三五度四一分〇八秒五九九六

十一點	東経一三八度三三分四七秒三四八四 北緯三五度四一分〇九秒二七六〇
十二點	東経一三八度三三分四七秒五五一四 北緯三五度四一分〇九秒四八二二
十三點	東経一三八度三三分四七秒六三三三 北緯三五度四一分一〇秒〇一六八
十四點	東経一三八度三三分四七秒六四一八 北緯三五度四一分一〇秒八八九八
十五點	東経一三八度三三分四七秒四八六〇 北緯三五度四一分一〇秒六四八一
十六點	東経一三八度三三分四七秒〇四四〇 北緯三五度四一分一二秒三六八九
十七點	東経一三八度三三分四七秒〇六八一 北緯三五度四一分一二秒七二六二
十八點	東経一三八度三三分四七秒五七一四 北緯三五度四一分一二秒三三四四
十九點	東経一三八度三三分四八秒六〇八四 北緯三五度四一分一二秒二七七一
二十點	東経一三八度三三分四九秒二五二六 北緯三五度四一分一二秒一四七四
二十一點	東経一三八度三三分四九秒四四六四 北緯三五度四一分一三秒七一一二
二十二點	東経一三八度三三分四九秒七七九一 北緯三五度四一分一三秒六〇〇五
二十三點	東経一三八度三三分四九秒八〇八七 北緯三五度四一分一三秒五二五二
二十四點	東経一三八度三三分四九秒八二二二 北緯三五度四一分一三秒四五三三
二十五點	東経一三八度三三分四九秒八二二九 北緯三五度四一分一三秒〇〇八七
二十六點	東経一三八度三三分四九秒八二三五 北緯三五度四一分一〇秒八七一四
二十七點	東経一三八度三三分四九秒八二三二 北緯三五度四一分一〇秒八一二九

二十八点	東経一三八度三三分四九秒八二〇三 北緯三五度四一分〇秒七一一一
二十九点	東経一三八度三三分四九秒八〇九五 北緯三五度四一分〇秒四九七七
三十点	東経一三八度三三分四九秒七六一一 北緯三五度四一分〇秒二四六六
三十一点	東経一三八度三三分四九秒七〇四九 北緯三五度四一分〇秒八六五三
三十二点	東経一三八度三三分四九秒二九三二 北緯三五度四一分〇秒八二四六
三十三点	東経一三八度三三分四九秒二五八四 北緯三五度四一分〇秒八五二五
三十四点	東経一三八度三三分四九秒二〇九三 北緯三五度四一分〇秒一八六六
三十五点	東経一三八度三三分四八秒六三六〇 北緯三五度四一分〇秒一九九五
三十六点	東経一三八度三三分四八秒七七八四 北緯三五度四一分〇秒七一三
三十七点	東経一三八度三三分四八秒四五六〇 北緯三五度四一分〇秒八五二
三十八点	東経一三八度三三分四八秒二八一四 北緯三五度四一分〇秒〇一一三
三十九点	東経一三八度三三分四八秒二一一八〇 北緯三五度四一分〇秒八五九九
四十点	東経一三八度三三分四八秒〇八七九 北緯三五度四一分〇秒九九六
	東経一三八度三三分四七秒一九九九

## 公 告

● 令和七年度製菓衛生師試験の実施  
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、令和七年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時 令和七年十一月二十七日（木）午後一時十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館

2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。）において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を管轄する各保健福祉事務所（保健所）（甲府市にあつては、甲府市保健衛生部生活衛生室医務感染症課）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間 令和七年九月二十九日（月）から十月三日（金）までの午前

八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで  
七 提出書類

1 受験願書

2 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類

3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚

4 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料 九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

九 合格者の発表 令和七年十二月十二日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四七六
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五―六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―五―二四―九〇三三

生課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―二四二―六一八〇
甲府市保健衛生部生活衛生室 医務感染症課		

● 令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八九・二二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・七四ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、〇八三・二二ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・一六ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七四一・二四ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・三七ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇八一・二四ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	四九〇・六四ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二二・二〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・七二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇八九・五四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一四三・〇二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一七・四七ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一四九・六七ヘクタール

● 令和七年度後期技能検定の実施  
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」とい  
 う。）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
 令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日  
 までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鋳造、金属熱処理、機械加  
 工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機  
 械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリン  
 ト配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立  
 て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成  
 形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上  
 欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検  
 者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事 作業 ロータリー式さく井工 事作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス 加工法	プレス金型製作作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タ レットパンチプレス板金加工 法	機械板金作業 数値制御タレ ットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業

機械検査	シーケンス制御	半導体製品製造	プリント配線板製 造	時計修理	空気圧装置組立て	農業機械整備	冷凍空気調和機器 施工	婦人子供服製造	石材施工	パン製造	建築大工	かわらぶき	配管	型枠施工	鉄筋施工
なし	なし	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	なし	なし	なし	なし	婦人子供既製服製造法	石材加工法	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし
なし	なし	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	なし	なし	なし	なし	婦人子供既製服縫製作業	石材加工作業	なし	なし	なし	建築配管作業	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組

塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
電気製図	なし	なし
図	機械製図法	機械製図CAD作業
工	なし	なし
樹脂接着剤注入施	なし	なし
防水施工	塩化ビニルシート防水施工法 改質アスファルトシート トーチ工法防水施工法	塩化ビニルシート防水工事 作業 改質アスファルトシ トーチ工法防水工事作業
施工	なし	なし
コンクリート圧送	なし	立て作業

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
プリント配線板製	プリント配線板設計法	プリント配線板設計作業

造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器	なし	なし
施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組 立て作業
図	機械・プラント製	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
------	-----------	-----------

電子回路接続	なし	なし
--------	----	----

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和七年十二月五日（金）から令和八年二月十五日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和七年十一月二十八日（金）から山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内）において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 機械検査 シーケンス制御 婦人子 供服製造 配管 型枠施工	令和八年一月二十五 日（日）
2 三級 シーケンス制御 配管 型枠施工	
1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加 工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電 気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦 人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン 製造	令和八年二月一日（ 日）
2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計 修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施 工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図	
3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作	

1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プ リント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 か わらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接 着剤注入施工 電気製図 塗装	令和八年二月八日（ 日）
2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリ ント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわ らぶき 鉄筋施工 電気製図	
3 単一等級 電子回路接続	

四 受検申請の手續

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

- (1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りす  
ること。）
  - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
  - (3) 健康保険被保険者証又は資格確認書
  - (4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
  - (5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
  - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できる  
ものに限る。）
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
試験手数料

2 実技試験

- (一) 実技試験
- (1) (2)から(6)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 三級を受けようとする者であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満  
のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第  
一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)及び(6)に掲げる者を除く。）  
一の検定職種につき一万三千七百円
- (3) 三級を受けようとする者であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満  
の在職中のもの（実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法（昭

和四十九年法律第十六号) 第四条第一項に規定する被保険者であるものに限る。(6)において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(4)から(6)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき九千二百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。)(5)及び(6)において同じ。)

(5) 三級を受けようとする在校生であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者及び(6)に掲げる者を除く。)

(6) 三級を受けようとする在校生であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千円  
3 手数料の納付方法 実技試験及び学科試験の手料金は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和七年十月二日(木)から同月十五日(水)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練

協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百八十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和八年三月十三日(金)に山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課(電話〇五五―二二三―一五六七)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
令和七年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線及び三・四・五号 上阿原町寿町線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

1 収用の部分 山梨県甲府市若松町、太田町及び相生三丁目地内

2 使用の部分 なし

その他

● 山梨県道路公社公告第六号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和七年九月一日

山梨県道路公社理事長 寺 沢 直 樹

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 富士山有料道路料金徴収業務委託

2 業務場所 南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内外

3 業務内容等 料金徴収業務一式 なお、詳細は一般競争入札公告等による。

4 履行期間 令和七年十月一日零時から令和十年九月三十日二十四時まで

二 入札参加資格申請の受付期間 令和七年九月八日（月）から令和七年九月十二日（金）までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。(URL) <https://tollgate.securesite.jp/wp/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番